

児童手当現況届は

6月中に提出を

児童手当は、保護者からの申請に基づき支給されます。
また、手当を受けている方は、現況届の提出が必要です。
早めに手続きをしてください。

【現況届に必要なもの】

- ① 現況届(受給中の方には郵送)
- ② 健康保険証の写し、または年金加入証明書(請求者がサラリーマンの場合)
- ③ 所得証明書(請求する年の1月1日に横芝光町に住所がなかった方)
- ④ 印鑑(認印)

◎児童手当の支給対象

小学校6年生までの児童(12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合には支給されません。

◎特例給付

所得制限により児童手当を受

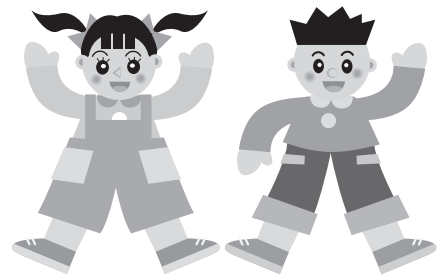
けられない方は、その人の前年所得が一定額未満の場合に限り特例給付(児童手当と同額)が支給されます。

◎手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給されます。支給月は毎年2月・6月・10月の3回で、それぞれの前月分までを支給します。

◎申請

出生、転入等により新たに手当を受ける対象となった方は、請求手続きをしてください。
※町民サービスセンターでは受付できませんので、ご注意ください。



◎支給額(月額)

児童の年齢及び出生順位		支給月額(1人につき)
3歳の誕生月分まで	出生順位にかかわらず	10,000円
3歳の誕生月の翌月から	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

◆提出先・問い合わせ
福祉課社会福祉班
☎(84)1257

全国一斉 「子どもの人権110番」強化週間 6月28日(日)～7月4日(土)

「いじめ」など、子どもの人権に関わる相談を受付ます。

と き 6月28日(日) 午前10時～午後5時
6月29日(月)～7月3日(金) 午前8時30分～午後7時
7月4日(土) 午前10時～午後5時
相談ダイヤル ☎0120-007-110

◆問い合わせ
千葉地方法務局人権擁護課
☎043-302-1319
FAX043-247-9666

千葉県特定不妊治療費

助成事業のお知らせ

県では、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けている方を対象に治療費の一部を助成しています。

申請期限や必要書類など、事業の詳細については、お問い合わせください。

知事が指定する医療機関で特定不妊治療を受けた方が対象で、1回の治療につき10万円まで、1年度あたり2回を限度とし、通算して5年度分が助成の対象となります。

◆問い合わせ
山武健康福祉センター(山武保健所)地域保健福祉課
特定不妊治療費助成事業担当
☎0479(54)0611
(代表)